



立沢里山 第4号

平成18年9月30日

里山新聞

第4号

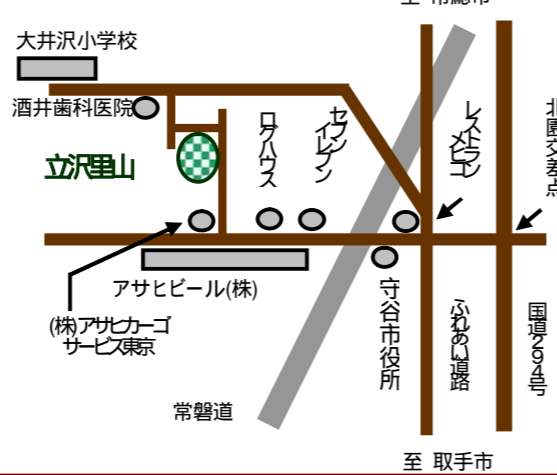
発行：立沢里山の会 代表 鈴木 榮
問い合わせ先：事務担当
須賀（守谷市役所内 45-111 内線 222）
立沢里山ホームページ
<http://www3.ocn.ne.jp/tatuzawa>

ボランティア募集
あなたも一緒に楽しみましょう！

～目次～

- 1 実りの秋、稲刈り準備
- 2 田んぼの学校の稲刈り
- 3 新聞記事
- 4 案山子の皆さんご苦労様でした
- 5 脱穀作業
- 6 アミガ M放置事件
- 7 外来生物法について

【案内地図】



「立沢里山新聞」の記事をお願いします
san-seino@hb.tp1.jp 清野

1 実りの秋、稲刈り準備

実りの秋をむかえ、里山水田の稲穂も頭を垂れてきました。

学校と相談した結果9月21日(木)に稲刈りをする事となったため、9月16日(土)稲刈りの準備作業を行いました。

21日は大勢の小学生が集まりますので稲刈り作業が安全で円滑にできるように畦の草刈り、おだ掛け作業などを行いました。

また、大人の部として用意していた2枚の田んぼについては稲刈りを実施しました。刈り取った感触としては今年もまずまずの出来といったところでしょうか。

作業も終了してから、差し入れの西瓜を頬張りながら、今後の事業計画などについて打ち合わせを行いました。



晴天に恵まれ、秋ののどかな一日でした。

2 田んぼの学校の稲刈り

9月21日(水)は晴天に恵まれ、子供たちには待ちに待った稲刈りです。

5月15日(月)の田植えから今日まで、みんなが作成した案山子が成長を見守ったおかげで順調に実りの秋を迎えることが出来ました。

田んぼでは「立沢里山の会」へ送られた「田んぼの学校企画コンテスト」受賞記念の「田んぼの学校旗」が皆を出迎えました。



子供たちは新聞取材やテレビカメラも入ったので、最初はやや緊張気味でしたが、会員の説明を聞いた後、元気に稲刈りを開始しました。ワイワイガヤガヤと歓声をあげながら、午前中には予定していた田んぼの稲刈りを無事終了しました。



3 新聞記事

朝日新聞 9月22日

里山の水田で収穫体験

守谷市立沢の立沢里山の水田で21日、市内の大井沢、御所ヶ丘、松前町の3小学校の5年生約190人が稲刈りの体験学習をした＝写真。

ゴミの不法投棄などで荒れ放題だった里山の水田を、市民ボランティア団体「立沢里山の会」(鈴木栄会長)が中心になって復元させた。3年前から、3校の児童が総合学習の一環で田植えや稲刈りを体験している。最近の天候不順で水田は一部がぬかるみ、長靴姿の子供たちは泥に足を取られ、「抜けない」「倒れる」と大騒ぎ。それでも、子供たちは鎌を手に、2時間ほどで約7畝の稲を刈り終えた。

稲束は、はさ掛けして1週間ほど乾燥させ脱穀。収穫量は300kgほどの見込みで、学校で飯ごう炊さんなどで食べる予定だという。



4 案山子の皆さんご苦労様でした！

稲刈りが終わり子供達が去った後の田んぼには静かな風がながれ、案山子も少し寂しそうです。風雪に耐え、かなりヨレヨレになった案山子もいましたが、十分に役割を果たしました。そこへ雉のケーン親子が散歩にやってきました。おだ掛けの稲穂を子供達についばせていますが、彼らも里山の立派な住民です。大目に見てやることにしました。



5 脱穀作業

9月30日(土)脱穀作業を行いました。その結果、今年の米の収穫量が確定しましたのでお知らせします。昨年より30kg少ない270kg(4俵半)でした。減量の原因としては、天候不順と、キジとスズメによる略奪があげられるようです。



6 アカミガメ放置事件

外来種のカメの放流がありました。9月30日の脱穀作業中にもかかわらず、人目を気にすることなくカメを放していった人がいました。少し離れていたためすぐには気付きませんでした。車が立ち去ってから不審に思い、その場所に行ってみると、甲羅の大きさが20cm位もあるカメが泥の中に潜ろうとしていました。



すぐ捕まえ、板東市(岩井)の県立自然博物館のIさんに連絡したところ、やはりそのまま放すのはまずいだろうということになりまして引き取っていただきました。引き取り後の扱いについては、博物館にお任せしました。なお、カメの種類は、ミシシッピーアカミミガメで、別名ミドリガメとのことでした。よく祭りの屋台などで子亀が売られているもので、子供が家庭で飼育しているうちに大きくなって手に負えず放置したものと思います。

7 外来生物法について

今回は亀放置事件がありましたので、外来種を規制する法律「外来生物法」について簡単に紹介します。

外来生物被害予防3原則

- 1. 入れない
~悪影響を及ぼすかも知れない外来生物をむやみに日本に入れなない~
- 2. 捨てない
~飼っている外来生物を野外に捨てない~
- 3. 拡げない
~野外にすでにいる外来生物は他地域に拡げない~



外来生物法の仕組み

外来生物法とは

正式には「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」というもので、特定の外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止することを目的としています。

特定外来生物とは

もともと日本にいなかった外来生物のうち、生態系などに被害を及ぼすものを特定外来生物として指定し、飼育・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入などが原則禁止されます。

ニュースなどで取り上げられ最近良く知られている特定外来生物としてはアライグマ、カミツキガメ、ウシガエル、カダヤシ、ブルーギル、ポタンウキクサ(ウォーターリス)などがあります。

現在日本に生息する外来種は2000種以上といわれています。

要注意外来生物リスト

外来生物法の規制対象となる特定外来生物や未判定外来生物とは異なり、外来生物法に基づく飼育等の規制が課されるものではありませんが、よく分かっていないことも多いために、**要注意外来生物リスト**というものもあり、今回の**アカミミガメ**はその中に入っています。

タイリクバラタナゴ、グッピー、ニジマス、ソウギョ、アフリカマイマイ、ホテイアオイ、ブタクサ、アメリカセンダングサなども要注意外来種ですが、既に身近な生物として知られているものも多いのです。



ブルーギル